**復帰届**

**Reinstatement Request Form**

「復帰届」は、競技から引退した元JADA-RTP/TPアスリートが、日本アンチ・ドーピング規程第5.6項に基づき、

競技への復帰をするために日本アンチ・ドーピング機構（JADA）へ提出をする書類です。

* 「競技への復帰」とは à JADAのRTP/TPに登録されている期間中にJADA所定の「引退届」をJADAへ提出し、JADAより「受領及びJADA-RTP/TP除外」を受け取り、競技から引退を行ったアスリートが、国際競技大会や国内競技大会へ参加する場合のことを指します
	+ 「国際競技大会」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいいます。
	+ 「国内競技大会」とは、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が参加する競技大会又は競技会のうち国際競技大会に該当しないものをいいます。

（注意）オープンエントリーで参加が可能な競技大会であっても、国内競技大会である場合は、「競技への復帰」に該当します。
「国内最高レベルの競技大会」にJADAより指定されている場合は、「国内競技大会」に該当します。
à <https://www.playtruejapan.org/code/tue.html>

* 重要
	1. 「復帰届」をJADAが受領した日から**6か月の間、ドーピング検査を受けられるようにする必要があるため、その間「国際競技大会」および「国内競技大会」への復帰はできません**
	2. 復帰が可能となる日付は、JADAからの復帰届受領の連絡の際に記載・通知されます
	3. あなたがJADA-RTP/TPに登録されるか否かは、本復帰届を受領後に、JADAより通知されます
* 国際競技連盟のRTP/TPまたはその他のプールに指定されている期間中に引退届を国際競技連盟へ提出したアスリートは、国際競技連盟の窓口に、復帰の意向を連絡し、手続きを行う必要があります

**【「復帰届」提出に関する事前確認事項】**

* 「復帰届」の「アスリート記入欄」に必要事項を全て入力し、自身が登録していた、国内競技団体（例：日本●●連盟）に直接、送付してください。
* アスリートが所属していた国内競技団体は、アスリートから「復帰届」を受け取った場合、「競技団体記入欄」に必要事項を入力し、JADAへメールで提出してください。
（宛先：clean-athlete\_japan●playtruejapan.org）●→「@」へ変更
* JADAは「復帰届」をあなたが所属していた国内競技団体から受け取った後、必要事項が記載されているかを確認したうえで、「復帰届」の受領について、あなたに直接連絡します。
* JADAからの直接の連絡は、以下の［アスリート記入欄］に記載されたEメールアドレス宛にのみ、連絡をします。ADAMSに登録されていたEメールアドレスは使用できませんので、正確に以下のEメールアドレスを記入してください。
* あなたが国際競技大会および国内競技大会に復帰が可能となる日付は、JADAからの「復帰届」受領の連絡の際に記載・通知されます。
* あなたがJADA-RTP/TPに再度登録される場合は、「復帰届」の通知の後に、JADAより連絡をします。
* 記入の方法が分からない場合や「復帰届」提出後JADAより連絡がない場合は、JADAにお問い合わせください。

**＜アスリート本人による記入欄 : filled in by Athlete＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **氏　名：** | 　 | **Name：** | （ローマ字で記入） |
|  |  |  | First Name 　　　　　 Last name |
| **競技種目** | 　競技： | 種目： |
| **生年月日****Date of Birth** | 年　　　　月　　　　日 |  |
|  | YYYY / MM / DD |  |
| **住所****Address** |  |
| **EメールアドレスEmail** |  | **携帯電話****Mobile No.** |  |

　　　　私は、「引退および、競技会への復帰に関する規則（別添）」を理解し、競技会への復帰をします。

　　　　復帰後、JADAによりRTP/TPに登録をされた場合、正確で最新の居場所情報を提出・更新し、検査を受ける義務があることを理解しました。

I hereby certify that I wish to end my retirement and return to competitions.

I hereby acknowledge that I understand the rules regarding Retirement and Return to Competition (Reinstatement) in the anti-doping rules that relevant to me. In particular, I acknowledge that I must provide accurate and up-to-date whereabouts information, if JADA includes me to its RTP/TP, and I will be subject to doping control (testing).

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

（署名した日付）YYYY / MM / DD

（署名）※電子署名可

**＜競技団体による記入欄 : filled in by the athlete’s National Federation＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **競技団体：** |  | **NF Name** | （英語名で記入） |
| **氏　名：** | 　 | **Name：** | （ローマ字で記入） |
|  |  |  | First Name 　　　　　 Last name |
| **部署/役職：** |  | **Position/Title** | （英語で記入） |
| **Eメールアドレス** |  | **携帯電話** |  |
|  |  |  |  |
| **確認日：** | 　　年　　　　　月　　　　　日 |  |
|  | YYYY / MM/ DD |  |

**＝＝＝＝＝＝＝＝＝　以下JADA記入欄、JADAのみ記入　＝＝＝＝＝＝＝＝＝**

**復帰届の受理に伴う、競技への復帰に関する受領書**

Notice to athlete of eligibility for returning to competitions

上記の復帰届を受理致しました。

復帰届をJADAが受領してから6か月の間、ドーピング検査を受けられるようにする必要があり、以下の復帰日から国際競技大会および国内競技大会に参加することができます。

「日本アンチ・ドーピング規程」および「検査およびドーピング調査に関する国際基準」に基づき、JADAがあなたをJADA-RTP又はTPに登録する場合は、別途通知を行います。

JADA has approved this Reinstatement Request Form submitted by you.

You can compete in International Events and National Events after 6 months of this acceptance. See the date of your eligibility to return to competitions.

You will be notified by JADA regarding your inclusion to JADA-RTP or TP if JADA satisfies that you meet its criteria based on the “Japan Anti-Doping Code” and the “International Standard for Testing and Investigations (ISTI)” for RTP/TP inclusion.

**国際競技大会および国内競技大会に復帰できる日 :**

Date eligible to return to competitions :  YYYY / MM / DD

年 月　 日

( YYYY / MM / DD )

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

Japan Anti-Doping Agency

**引退および、競技会への復帰に関する規則**

別添

**日本アンチ・ドーピング規程**

**第5.6項　引退した競技者の競技会への復帰**

5.6.1 JADA の登録検査対象者リストに含まれる国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者が引退し、その後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、その国際競技連盟及びJADAに対し、6ヶ月前に事前の書面による通知をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならないものとする。 WADAは、該当する国際競技連盟及びJADAと協議の上、6ヶ月前の事前の書面による通知の要件の厳格な適用が競技者にとって不公平である場合には、その通知要件を適用しないことができる。当該決定に対しては、第13条に基づき不服申立てを提起することができる。 本第 5.6.1 項に違反して得られた競技結果は失効するものとする。但し、競技者が、これが国際競技大会又は国内競技大会であることを自己が合理的に知ることができなかったことを立証することができた場合には、この限りでない。

5.6.2 競技者が資格停止期間中に競技から引退する場合には、当該競技者は、資格停止期間を賦課したアンチ・ドーピング機関に対し、当該引退について書面で通知しなければならない。競技者がその後競技へ現役復帰しようとする場合には、当該競技者は、JADA及び当該競技者の国際競技連盟に対し、6ヶ月前に事前の書面による通知（又は当該競技者の引退した日において残存する資格停止期間が 6ヶ月を超える場合、当該残存期間に相当する期間前の通知）をし、検査を受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならないものとする。